

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのためには、経営環境の変化を適時に捉え、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な経営課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を重視した経営を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

-

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤竜也	3,349,000	55.85
穂田誉輝	1,000,000	16.68
田中祐介	140,000	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無	佐藤竜也
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	7月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引につきましては、原則行わない方針です。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的な判断に照らし合わせて有効であるか、又、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に留意しつつ、少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、原則として取締役会の承認を経た上で実施致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中祐介	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中祐介	○	-	上場企業の経営経験とインターネット業界におけるビジネス展開に関する実践的な意見をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査役は、内部監査の実施状況等について随時情報交換を行っております。また、定期的に内部監査担当者、監査役及び会計監査人は情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
氏家洋輔	公認会計士													
武田健二	他の会社の出身者													
山田啓之	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
氏家洋輔	○	-	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社の間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。
武田健二		-	これまでの経歴を通じて培った、経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと判断し、社外監査役に選任しております。
山田啓之		-	税理士としての専門的な知識と豊富な経験と監査実務経験を有していることから、当社の監査体制の強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

-

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

-

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、各取締役の貢献等を勘案し、報酬額を決定することとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートはコーポレート本部が行っております。また非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会

当社の取締役会は、2020年6月末時点で取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として、上場企業での経営実績のある田中祐介氏を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

b 監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。社外監査役のうち氏家洋輔氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する専門的な見識を活かし、経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

c 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

d リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。リスク・コンプライアンス委員会の構成者は、取締役・監査役・内部監査担当者、各部門長としており、原則として3ヶ月に1度開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。社外取締役及び社外監査役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることで取締役会の機能を高めております、また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査担当と連携することで機動的な監査を可能としております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、法定期日よりも早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、10月に定時株主総会を開催していますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。
その他	-

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IR専用ページにて掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、第2四半期末及び年度末に実施することを検討しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、必要に応じて検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、必要に応じて検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR専用ページにおいて決算情報、適時開示情報などを掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報ブランディング部が担当部署となっております。	
その他	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則の遵守、社内体制及びIR活動の充実などを図ることにより、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めてまいります。
その他	-

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するために、法令に基づき「内部統制システムに関する基本方針」を以下のように定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを全取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
 - (2) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
 - (3) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
 - (4) 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
 - (5) 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
 - (6) 監査役及び内部監査担当は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役に報告を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
 - (2) 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
 - (2) リスク情報等については、各部門責任者により取締役にに対して報告を行う。
 - (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - (2) 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - (3) 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - (4) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
 - (5) 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が必要とした場合、監査役を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - (2) 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
 - (3) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ア 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - イ 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当は内部監査の結果を報告する。
 - ウ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - (2) 当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。
7. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
8. 監査役は、取締役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役は、取締役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
9. その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、月1回以上開催する。
 - (2) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - (3) 監査役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - (4) 監査役は、内部監査担当と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査担当に調査を依頼することができる。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

b. 反社会的視力排除に向けた整備状況

(当社の代表取締役である佐藤竜也は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

1. 取引先等の調査について

当社では、新規取引開始に際して、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づいて、コーポレート本部が取引先等の反社会的勢力との関係の有無を「日経テレコン21」等の記事検索によって調査し、当該取引の相手方となる企業が反社会的勢力と関連の無いことを確認したうえで取引を開始しております。なお、今回の上場申請については、継続取引先、株主及び株主役員並びに役員に準ずる者について属性を調査した結果、関係すると思われるものは見当たりませんでした。

また、反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、コーポレート本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-

株主総会

選任・解任

選任・解任

選任・解任

取締役会

監査役会

報告

選定
解職
監督

連携

連携

代表取締役

指示

内部監査担当

連携

監査法人

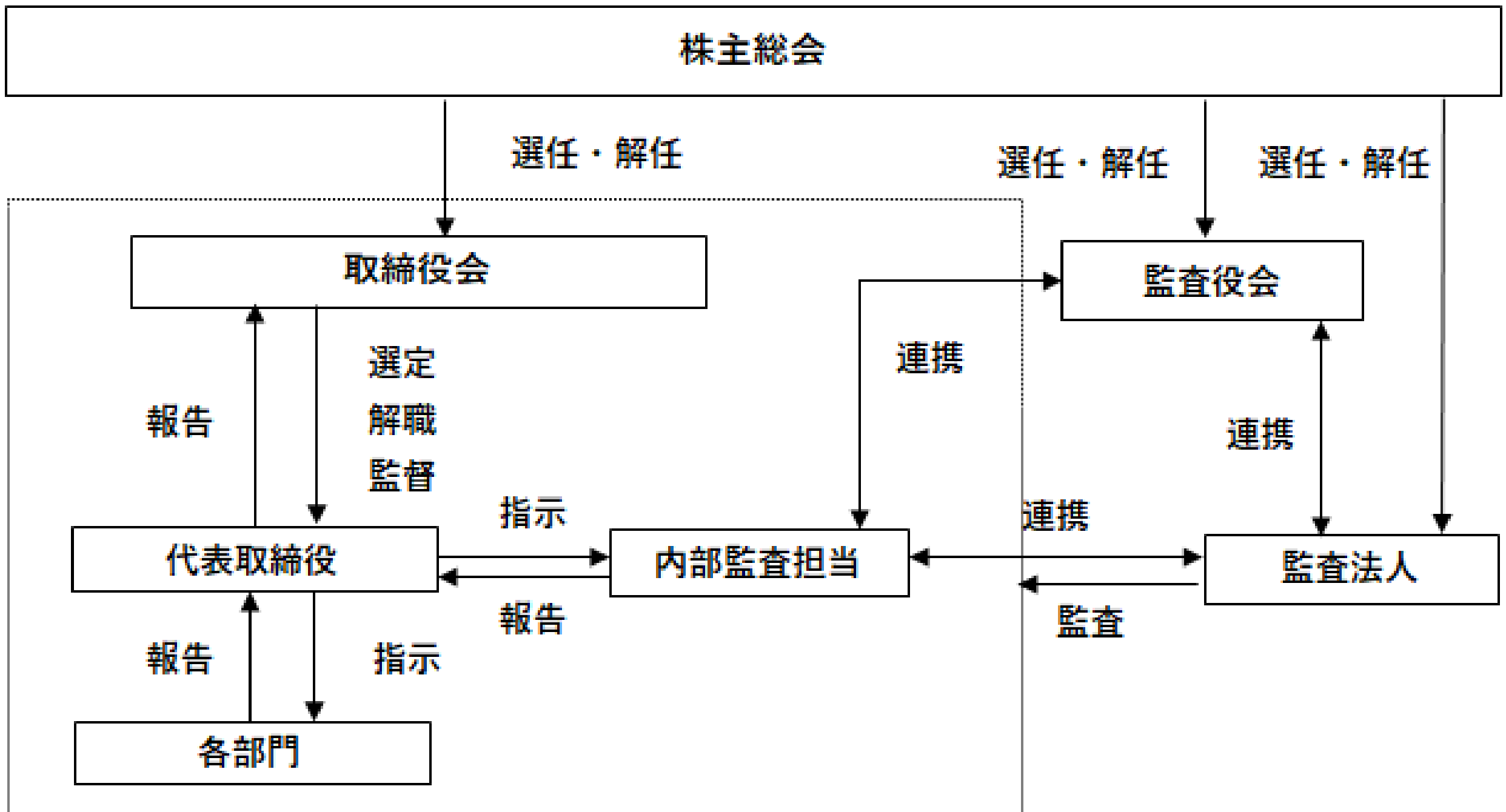
報告

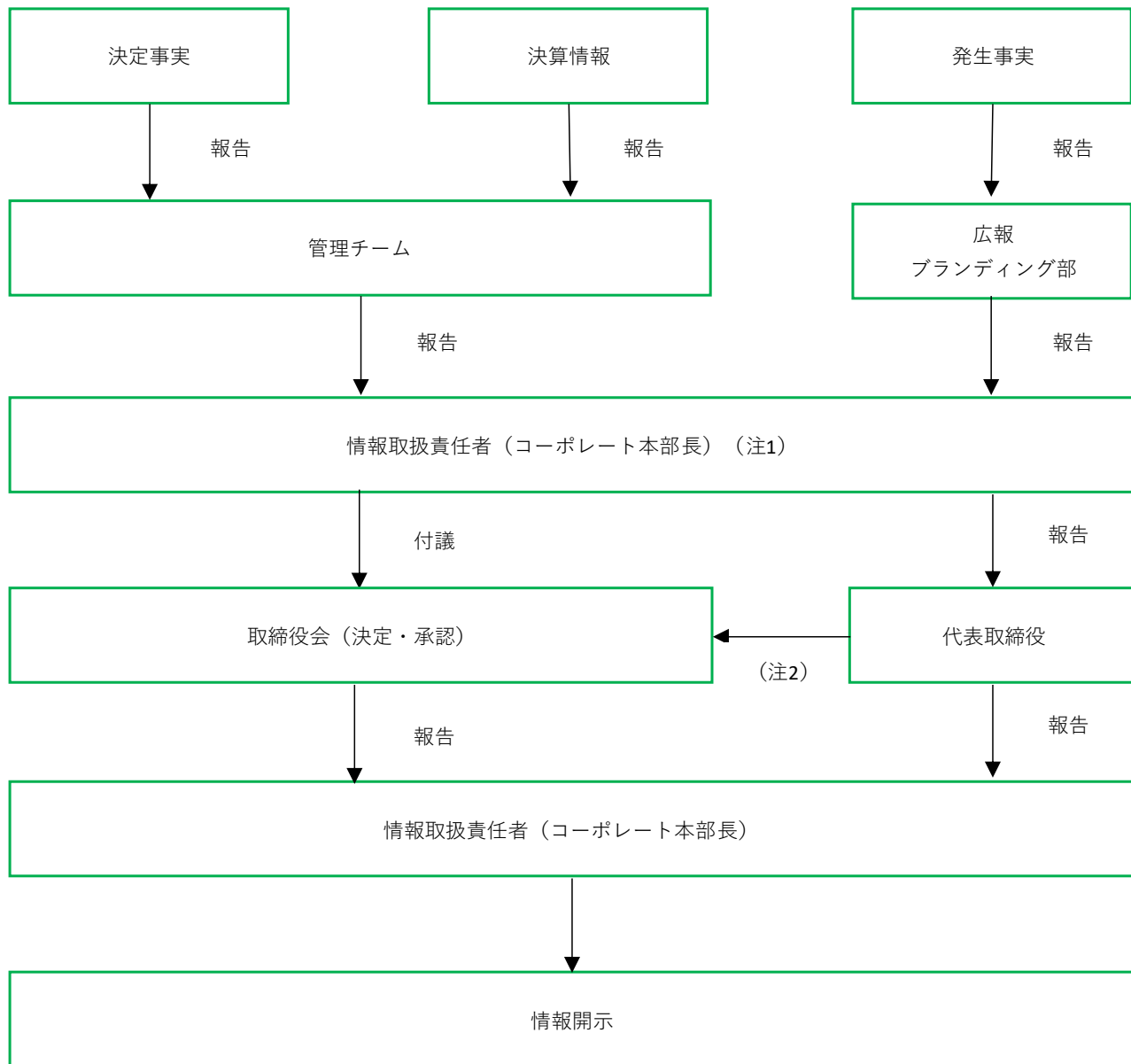
指示

報告

監査

各部門





（注1）：開示内容の確認、適時開示の要否判断

（注2）：緊急を要する発生事実に関する情報は開示手続きを優先し、後に改めて報告されます。